

韓国保険契約法の現状と改正の動向

韓国外国語大学校 金 恩京

I. 保険契約法の位置

1. 保険契約法改正の背景

韓国の保険関連基本法には、商法第4編の保険契約法と保険業法がある。保険契約法は1962年1月20日法律第1000号として制定されてから、1962年（第655条）と1991年に2回の改正が行われた。その後、長い期間を経て2014年3月11日付で改正され、2015年3月12日に施行されることになった。これまで数回にわたって保険契約法を改正しようと試みていたが、保険業界と保険契約者との法的利害関係を均衡的に考慮し難い側面があったので、時代に合った改正への要請は現実化できなかった。今回の改正は論争が少なく比較的容易に意見が合致できる内容に限って行われたといえる。これまで長期に渡って議論が続いてきたにも関わらず、社会的な合意には至らなかったため、早急に反映すべき内容が含まれなかったことに対する心残りがある。

2. 今回の改正内容

21世紀に入ってから保険契約法の改正方向は、保険消費者の保護である。これは保険分野が国際的に目指すべきところであろう。基本的に韓国での保険契約法の改正方向もそのような趣旨から議論の対象となったと判断される。今回、23年ぶりの法改正であったが、主に議論された重大事案は合意に至らなかったため、改正の対象にはならなかった。

商法(保険編)の特別委員会が発足され、改正案で取り上げられた主な内容は以下のとおりである。①告知義務制度の改善、②告知義務の手動義務化(答弁義務化)、③保険者の情報提供義務、④生命保険の介入権、⑤重過失の比例てん補、⑥責任保険における賠償請求の通知義務違反の効果、⑦保険契約者の撤回権、⑧実損てん補的な傷害保険での重複保険、⑨他人の死亡保険における保険者の書面による同意、⑩被保険者の同意方式の多様化、⑪保険料の支払遅滞の効果、など。

上記の内容の中で、①と⑤は追加的な議論が必要な長期課題とされ、④と⑩は改正対象から外すことで最終的に決定した。その他の内容については、改正案を作成しようと試みていたが、委員の間で完全な合意に至らなかったため、政府がこれまでの議論の中で合意できていた比較的争点の少ない法案を改正案として取り上げ、改正に至ったのである。

今回、改正された内容は、以下のとおりである。

①保険者の説明義務の明示および違反時の契約取消権の行使期間の延長(第638条の3)、②保険代理店の権限規定(第646条の2新設)、③消滅時効の期間延長(第662条)、④家族に対する保険代位の禁止規定(第682条第2項新設)、⑤責任保険の被保険者の賠償請求事実の通知義務違反によって増加された損害の免責規定(第722条第2項新設)、⑥保証保

【平成26年度大会】

招待報告

報告要旨：金 恩京

除規定（第752条の5から第726条の7新設）、⑦保険金の分割支給規定（第727条第2項新設）、⑧生命保険者の責任規定の整備（第730条）、⑨養老保険規定の削除（第735条）、⑩心身薄弱者に対する生命保険の加入許可（第732条但書新設）、⑪生命保険における保険者の免責事由の具体化（第732条の2第2項新設）、⑫年金保険規定の削除（第735条の2）、⑬団体保険で被保険者の書面同意の規定（第735条の3第3項新設）と、⑭疾病保険規定（第739条の2および第739条の3新設）。

その他、保険編の共済またはその他の契約への準用規定での改正（第664条）、字句修正に該当する改正（第638条、第655条、第726条など）もある。

II. 今後の発展動向

今回の改正をめぐっては各界各層から批判の声が多い。特に、保険金詐欺規定を取り上げなかったことと保険契約当事者の最大善意性の原則が含まれていないことに対する批判がある。保険秩序を乱して、社会的なコストを過大に要求する保険詐欺の防止対策の観点から、保険詐欺規定を設けようとする努力が刑法、保険契約法、保険業法の分野で長期間行われていた。また、民法の信義誠実の原則に比する概念として、保険契約での最大善意の原則は、保険契約の特質である射倖契約性から由来する英米法系の原則である。上記の二つの争点は、特にドイツやイギリスの立法例が象徴的な例示となった。しかし、これは争点の対象であったし、既に判例が構築されている。

そして、比較的合意に近づいていたと思われる告知義務の手動化（答弁義務化）は、今回の改正対象から除外されている。この点は非常に残念なところである。

最近、「ヨーロッパ保険契約法原則」（Principles of European Insurance Contract Law; PEICL）がまとめられ、公式的な公表が残されている状況である。そして、英国では2012年に消費者保険法（The Consumer Insurance Act, 2012）が制定され、また、ドイツの場合、約100年間にわたって維持された保険契約法（Versicherungsvertragsgesetz; VVG）を2007年に全面的に改正した。特に、日本では2008年に商法典の中から保険契約法を分離して単独法化した保険法を制定した。

現在、韓国は最近の国際的な傾向を分析して、保険先進国の隊列に含まれる保険契約法の発展方向を模索すべき課題を抱えている時期である。保険契約法の発展のためには、これらの国の立法例の最新動向を確認して、合理的な法規範を完備すべきである。